

[別紙]
様式1

事業報告書

(自 令和 3年7月1日 至 令和 4年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団はつせ歯科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 〒857-0834 長崎県佐世保市潮見町15番7号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成6年2月21日
- (4) 設立登記年月日 平成6年3月 1日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 はつせ歯科	長崎県佐世保市潮見町15番7号	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で決議又は同意した事項

令和 3年8月 31日 令和 2年度決算の決定
 令和 4年6月 1日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団はつせ歯科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市潮見町15番7号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	6,416	I 流動負債	25,805
II 固定資産	12,907	II 固定負債	2,600
1 有形固定資産	10,614	負債合計	28,405
2 無形固定資産	12	純資産の部	
3 その他の資産	2,281	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	△ 19,082
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 9,082
資産合計	19,323	負債・純資産合計	19,323

法人名 医療法人社団はつせ歯科
 所在地 長崎県佐世保市潮見町15番7号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	33,573
2 事業費用	35,533
本来業務事業損失	△ 1,960
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 1,960
II 事業外収益	790
III 事業外費用	121
経常損失	△ 1,291
IV 特別利益	27
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 1,264
法人税等	71
当期純損失	△ 1,335

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団はつせ歯科
 所在地 長崎県佐世保市潮見町15番7号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4年 6月30日現在)

1. 資 産 額	19,323 千円
2. 負 債 額	28,405 千円
3. 純 資 産 額	△ 9,082 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,416
B 固 定 資 産	12,907
C 資 産 合 計 (A+B)	19,323
D 負 債 合 計	28,405
E 純 資 産 (C-D)	△ 9,082

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団はつせ歯科
理事長 初瀬 和敏 殿

私は、医療法人社団はつせ歯科の令和 3 会計年度(令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 8 月 24 日
医療法人社団はつせ歯科

監事 初瀬 優

